

【表紙】
【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成29年5月17日
【会社名】 アフラック・インコーポレーテッド
(Aflac Incorporated)
【代表者の役職氏名】 会長兼最高経営責任者 ダニエル・P・エイモス
(Daniel P. Amos, Chairman and Chief Executive Officer)
【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国31999ジョージア州コロンバス
ウイントン・ロード1932
(1932 Wynnton Road, Columbus, Georgia 31999, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門田 正行
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松 法律事務所
【電話番号】 03-6889-7000
【事務連絡者氏名】 弁護士 田中 郁乃
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松 法律事務所
【電話番号】 03-6889-7000
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

別段の記載がある場合を除き、本臨時報告書に記載の「ドル」又は「\$」は米国ドルを指すものとする。本臨時報告書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=113.74円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2017年5月8日現在の対顧客電信売相場の値)により換算されている。1円未満の金額は、四捨五入してある。

1 【提出理由】

本報告書は、2017年5月1日にアフラック・インコーポレーテッド（以下、「当社」）が、新株予約権証券を発行したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づき提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券

(2) 発行数

38,850個

(3) 発行価格

0米ドル(0円)

(4) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1. 株式の種類及び数

当社額面普通株式（額面0.10米ドル）	本新株予約権1個あたり1株
全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数	38,850株

配当又はその他の分配（現金、普通株式、その他の財産であるかを問わない。）が決定された場合、又は、資本の再編、普通株式の分割、普通株式の併合、組織再編、吸収合併、新設合併、会社分割、企業結合、株式の買戻し若しくは株式交換、その他類似の企業間取引若しくは事由が生じた場合であって、報酬委員会が適切と判断した場合には、報奨（注1）に関連して今後発行される普通株式の数及び種類、付与済みの報奨に関して発行する又は発行可能な普通株式の数及び種類、報奨に関する行使価格、付与価格又は取得価格、並びに、当社の各事業年度中に2017年報酬制度の参加者に対して報奨に基づいて付与される株式の最大数は、参加者の権利の希薄化又は拡大を防ぐため、取得価格の総額に変更を生じさせることなく必要に応じて公正に調整される。但し、インセンティブ・ストックオプションに関して、この調整は米国内国歳入法（以下、「法」）第424条に従って行うものとする。

（注1）報奨（Award）とは、当初2004年2月10日開催の当社取締役会により承認され、2004年5月3日開催の当社株主総会で株主により承認され、その後一定の点で随時改正され、2017年2月14日開催の当社取締役会により改正及び改訂され、2017年5月1日開催の当社株主総会で株主により承認された当社のアフラック・インコーポレーテッド長期インセンティブ報酬制度（Aflac Incorporated Long-Term Incentive Plan）（2017年2月14日改正・改訂）（以下、「2017年報酬制度」）に従い付与される「オプション（Option）」、「制限付株式（Restricted Stock）」、「制限付株式ユニット（Restricted Stock Unit）」、「株式評価益権（Stock Appreciation Right）」又は「配当同等物（Dividend Equivalent）」をいう。

2. 株式の内容

当社の定款には、当社が普通株式の他に1株12.75ドルの額面金額を有する累積優先株式を発行できることが定められている。ジョージア州法で要求されている場合及び定款に定める場合を除き、同優先株式の所有者は当社の諸事項に関し、いかなる議決権も有しない。

議決権のない累積優先株式は、当社に柔軟な資金調達の実現性を与えるものである。現在、当社には優先株式を発行する計画はない。

また、当社の定款では、1985年4月22日以前に取得された普通株式の所有者は、1株当たり10議決権があり、以下の場合を除き、1985年4月22日より後に取得された株式は、48ヶ月を超えて継続して所有されるまでは、1株当たり1議決権であり、48ヶ月を超えてからは、1株当たり10議決権を有するようになる。1985年4月22日より後に取得された普通株式であっても、次の場合には、1株当たり10議決権を与えられる。すなわち、譲渡人が1985年4月22日以前に当該株式を取得していた場合であって、譲受人が贈与、不動産遺贈、動産遺贈若しくはその他の相続に関する法により、不動産相続若しくは

動産相続により受領した場合、又は、受益者のために信託で保有されていた株式が受益者に分配されたことによって譲受人が受領した場合、又は 1985年4月22日以前に付与されたオプションの行使によって当該株式が発行された場合、又は 1985年4月22日以前に取得された株式についての、株式分割、株式配当その他の株式に関する分配の直接の結果として当該株式が取得された場合。

証券業者名義又はノミニー名義で所有されている普通株式は、1985年4月22日より後に取得され48ヶ月を下回る期間同一実質株主が所有しているものと推定され、この推定を、当社の取締役会に満足すべき反証を提示して覆さない限り、1株当たり1議決権が与えられる。この推定を覆すことを希望する株主は、委任状に記載された宣誓供述書を完成し、かつ署名する必要がある。取締役会は、宣誓供述書を裏付ける証拠を要求する権利を留保する。

1株当たり10議決権を定めているのは、当社の株式を当初購入した個人株主に報い、株主との長期の関係を維持するため、また、当社の株式を購入した金融機関に対して当社の株式の短期売買ではなく保有を奨励するためである。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1. 新株予約権の行使時の払込金額

2,891,994.00米ドル (328,935,398円)

2. 行使価格

74.44米ドル (8,467円)

3. 行使価格の調整

配当又はその他の分配（現金、普通株式、その他の財産であるかを問わない。）が決定された場合、又は、資本の再編、普通株式の分割、普通株式の併合、組織再編、吸収合併、新設合併、会社分割、企業結合、株式の買戻し若しくは株式交換、その他類似の企業間取引若しくは事由が生じた場合であって、報酬委員会が適切と判断した場合には、報奨に関連して今後発行される普通株式の数及び種類、付与済みの報奨に関して発行する又は発行可能な普通株式の数及び種類、報奨に関する行使価格、付与価格又は取得価格、並びに、当社の各事業年度中に2017年報酬制度の参加者に対して報奨に基づいて付与される株式の最大数は、参加者の権利の希薄化又は拡大を防ぐため、取得価格の総額に変更を生じさせることなく必要に応じて公正に調整される。但し、インセンティブ・ストックオプションに関して、この調整は法第424条に従って行うものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

2018年5月1日から2027年5月1日まで行使可能とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

行使権

本新株予約権は、付与日から1年後の応答日に本新株予約権の対象株式の100パーセントについて権利が確定し、行使可能となるものとする。ただし、死亡又は就業不能を理由として新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」）の勤務が終了した場合、行使期間未到来の本新株予約権は、直ちに行使可能となるものとし、行使期間満了日まで行使できるものとする。

新株予約権の存続期間

年次株主総会開催日における任期満了又は死亡若しくは就業不能以外の理由で新株予約権者が取締役たる地位を失った場合、行使期間未到来の本新株予約権は失効するものとし、行使期間到来済みの本新株予約権は行使期間満了日まで行使できるものとする。死亡又は就業不能を理由として新株予約権者の勤務が終了した場合は、行使期間未到来の本新株予約権は、直ちに行使可能となるものとし、行使期間満了日まで行使できるものとする。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

1株あたり0.10米ドル (11円)。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権は、家庭裁判所の命令、遺言又は相続法による場合を除き、譲渡できないものとする。

(11) 発行方法

当社の取締役2名への割当。

(12) 引受人の氏名又は名称

該当なし。

(13) 募集又は売出しを行う地域

米国

(14) 取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

1. 取得する手取金の総額

2,891,994.00米ドル(328,935,398円)

(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に全ての本新株予約権が行使された場合にその行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した見込額である。

2. 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権の募集は、報酬によって当社及び当社の子会社の役員及び従業員の業績を向上させることを目的とし、もって新株予約権取得者と当社が揃って当社及び当社の子会社の業績改善を目標とせしめるものであり、資金調達を目的としていない。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難である。従って、当社は手取金を運転資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の資金繰り状況に応じて決定する。

(15) 発行年月日

2017年5月1日

(16) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当なし。

(17) 当該新株予約権証券を取得しようとする者(以下、「取得者」)

取得者は以下のとおりである：
当社の取締役2名

(18) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

取得者2名は各々提出会社の取締役である。

(19) 保有期間その他の当該新株予約権証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

上記以外については該当なし。

(20) 提出者の資本金の額及び発行済株式総数

(i) 資本金の額

67,168,330米ドル(7,639,725,854円)(2017年3月31日現在)

(ii) 発行済株式総数

発行済株式総数：671,683,304株(2017年3月31日現在)

1株1議決権の株式数：376,596,446株(2017年3月31日現在)

1株10議決権の株式数：295,086,858株(2017年3月31日現在)

発行済社外株式数：398,423,445株(2017年3月31日現在)

以上